



不用品回収トラブルに注意！



不用品の回収を頼んだら、広告と違う高額を請求され、支払ってしまったという相談です。

- ① 依頼は日程の余裕をもって！
- ② 契約内容は書面で確認！
- ③ 札幌市許可の一般廃棄物収集運搬は、
札幌市環境事業公社(☎219-5353)のみです。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●電子タバコ（12月1件、1月0件 → 2月5件）

相談 SNS の広告を見て、電子タバコ初回3千円をコンビニ後払いで注文したが、自分には味が合わなかった。

解約の問い合わせをすると、初回解約の場合、広告に書いてあるとおり、定価との差額7千円を追加請求する、クーリング・オフはできないと言われた。どうしたらよいだろうか。

助言 通信販売は、クーリング・オフの適用はありませんので、広告に書いてある条件とおり解約するのが原則です。

特定商取引法のガイドラインは、定期購入の最終確認画面に契約内容や解約条件をわかりやすく表示するよう義務付けています。

今回は、注文の最終確認画面を確認したところ、解約条件の表示が分かりずらかったため、その問題点を指摘した結果、定価との差額は請求されないこととなりました。

トラブルは、札幌市消費者センター(☎728-2121)へご相談を。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーを掲示することで、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、このステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。配布をご希望される場合は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。